

# 医療費助成制度のお知らせ

問い合わせ  
年金・長寿医療  
グループ  
(☎<sup>05</sup>2137)

市は、次の要件に該当する方に医療費の助成を行っています。  
該当する方は、年金・長寿医療グループまたは各支所で申請し、受給者証の交付を受けてください。なお、すでに受給者証の交付を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

## 重度心身障害者医療費助成制度

**【助成要件】** 次の全ての要件を満たす方

- ①市内に住民登録があり健康保険に加入している方
- ②次のいずれかの障がいのある方
  - 身体障害者手帳の交付を受けており、身体障害者障害程度等級表1級、2級または3級の内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害）に該当する方
  - 知的障がいがあり、A判定の療育手帳の交付を受けている方。またはIQが50以下と判定（診断）された方
  - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害等級の1級に該当する方
- ③主たる生計維持者の所得が制限額以内の方  
※65歳以上の方は、一部の知的障がいのある方を除き、後期高齢者医療制度への加入が条件です。

**【負担内容】**

- 一般世帯 1割負担（月額上限：通院1万2,000円、入院4万4,400円）
  - 3歳未満および住民税非課税世帯 初診時に一部負担金（医科580円、歯科510円、柔道整復・鍼灸270円）
- ※精神障がい者は入院を除く医療費のみ助成。

**【手続きに必要なもの】**

健康保険証または後期高齢者医療受給者証、障害の程度が確認できる手帳または判定（診断）書、主たる生計維持者の所得証明書（公簿で確認できる場合は不要）、印鑑

## ひとり親家庭等医療費助成制度

**【助成要件】** 次の全ての要件を満たす方

- ①市内に住民登録があり健康保険に加入している方
- ②家庭の状況が次に該当する方
  - 母・父親…ひとり親家庭などの親で20歳未満の児童を扶養または監護している方
  - 児童…上記に該当する親に扶養・監護されている20歳未満の児童、または両親の死亡や行方不明などにより他の家庭に扶養されている20歳未満の児童
- ③主たる生計維持者の所得が制限額以内の方

**【負担内容】**

- 一般世帯 1割負担（月額上限：通院1万2,000円、入院4万4,400円）
  - 3歳未満または住民税非課税世帯 初診時に一部負担金（医科580円、歯科510円、柔道整復・鍼灸270円）
- ※親は入院と指定訪問看護に掛かる医療費のみ助成。

**【手続きに必要なもの】**

健康保険証、主たる生計維持者の所得証明書（公簿で確認できる場合は不要）、印鑑

## 乳幼児等医療費助成制度

**【助成要件】** 次の全ての要件を満たす方

- ①市内に住民登録があり健康保険に加入している方
- ②中学校就学前の12歳以下の方
- ③主たる生計維持者の方の所得が制限額以内の方

**【負担内容】**

- 一般世帯 1割負担（月額上限：通院1万2,000円、入院4万4,400円）

- 3歳未満および住民税非課税世帯 初診時に一部負担金（医科580円、歯科510円）
- ※小学校就学中の方は入院と指定訪問看護に掛かる医療費のみ助成。

**【手続きに必要なもの】**

健康保険証、主たる生計維持者の所得証明書（公簿で確認できる場合は不要）、印鑑

## 受給者証をお持ちの方は、次の点にご注意ください

- ①入院するときは、加入している健康保険から『限度額適用認定証』または『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受け、保険証、受給者証と一緒に病院の会計窓口へ提出してください
- ②加入している健康保険などから『高額療養費、高額介護合算療養費及び災害共済給付金』の支給があったときは、必ず年金・長寿医療グループへ届け出てください
- ③学校や保育所などの管理下で負傷し、医療機関などを受診したとき（医療費総額が5,000円以上のとき）は、学校などを通じて申請することにより、(財)日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用されますので、受給者証は使用しないでください。また、受給者証を使用し災害共済給付が適用されたときは、必ず年金・長寿医療グループへ届け出てください。
- ◎8月以降も引き続き医療費の助成が受けられる方には、新たな受給者証を7月下旬に送付しています。